

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○食品衛生法に基づく食品衛生管理者の養成施設等の登録内容の変更 (生活衛生課)	581
○多様な働き方推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示 (労働政策室)	〃
○保安林の指定 (丹後広域振興局)	585
○保安林の皆伐面積の限度 (森の保全推進課)	586
○道路の区域変更 (中丹東土木事務所)	587
○車両制限令に基づく道路の指定 (道路管理課)	〃
公 告	
○道路の位置の指定 (乙訓土木事務所)	〃
○道路の位置の指定の変更 (〃)	〃

教 育 委 員 会	
○京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則	588
○令和9年度京都府立中学校第1学年生徒募集定員	〃
○令和9年度京都府立高等学校第1学年生徒募集定員	589
○通学区域の調整 (京都府立高等学校)	596
○京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程の一部改正	〃
○令和9年度京都市立高等学校第1学年生徒募集定員等	600
○令和9年度京都府立中学校入学者選抜要項	601
○令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜要項	602

告 示

京都府告示第440号

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第16条(同令第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設から次のとおり変更の届出があった。

令和8年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 養成施設の名称及び所在地

(1) 養成施設の名称

京都光華大学健康科学部健康栄養学科管理栄養士専攻

(2) 養成施設の所在地

京都市右京区西京極葛野町38

2 変更事項及び内容

(1) 変更事項

養成施設の名称の変更

(2) 変更内容

変 更 前	変 更 後
京都光華女子大学健康科学部健康栄養学科管理栄養士専攻	京都光華大学健康科学部健康栄養学科管理栄養士専攻

3 変更年月日

令和8年4月1日

京都府告示第441号

多様な働き方推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

多様な働き方推進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

多様な働き方推進事業費補助金交付要綱（令和 4 年京都府告示第293号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の項中「以内。ただし、次のいずれかに該当する」を「（職業生活と家庭生活との両立のため、従業員が休業、労働時間の短縮その他これに準じる措置を利用した期間について、その期間を当該従業員に係る次のいずれかの処遇の決定に係る算定期間の対象に含める社内制度を整備する）」に、「3 分の 2」を「3 分の 2）」に、「小規模企業者が補助対象事業を実施する場合」を「昇給」に、「年次有給休暇を時間単位で与える制度を新たに導入し、かつ、効果測定期間（補助対象者が補助対象事業を開始した日から当該年度の 2 月末日までの間に 1 箇月以上の期間を定めてその効果を測定する期間をいう。以下同じ。）における年次有給休暇取得率が前年度の同時期と比較して100分の10以上増加した場

合（当該年次有給休暇取得率の増加のために要した経費に限る。）」を「昇格」に、

「(3) 複数の事業者が共同で事業を実施する場合（当該事業者のうち、一の事業者が他の事業者に対して直接支配関係を有する場合（知事が認める場合を除く。）を除く。以下この表において同じ。）を

「(3) 賞与
(4) 退職手当
(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

に、「年次有給休暇を時間単位で与える制度を新たに導入し、かつ、効果測定期間における

年次有給休暇取得率が前年度の同時期と比較して100分の10以上増加した場合」を「複数の事業者が共同で事業を実施する場合（当該事業者のうち、一の事業者が他の事業者に対して直接支配関係を有する場合（知事が認める場合を除く。）

を除く。以下この表において同じ。）」に、

「(2) 複数の事業者が共同で事業を実施する場合

を

に改める。

「(2) 職業生活と家庭生活との両立のため、従業員が休業、労働時間の短縮その他これに準じる措置を利用した期間について、その期間を当該従業員に係る次のいずれかの処遇の決定に係る算定期間の対象に含める社内制度を整備する場合
ア 昇給
イ 昇格
ウ 賞与
エ 退職手当
オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が別に定めるもの

別表の 2 の項中「補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、次のいずれかに該当する場合は、3 分の 2 以内」を「同上」に改め、「(1) 小規模企業者が補助対象事業を実施する場合」及び「(2) 複数の事業者が共同で事業を実施する場合」を削り、「複数の事業者が共同で事業を実施する場合は、100万円）。ただし、」を削り、「定める額」を「定める額）」に、「この項の補助対象事業の内容の欄の(1)から(3)までの事業を実施する場合 125万円」を「複数の事業者が共同で事業を実施する場合（(3)から(6)までに該当する場合を除く。） 100万円」に、

「 (2) この項の補助対象事業の内容の欄の(1)及び(2)の事業を実施する場合 ((1)に該当する場合を除く。) 110万円 (3) この項の補助対象事業の内容の欄の(2)及び(3)の事業を実施する場合 ((1)に該当する場合を除く。) 115万円 (4) この項の補助対象事業の内容の欄の(2)の事業を実施する場合 ((1)から(3)までに該当する場合を除く。) 100万円 」	「 (2) 職業生活と家庭生活との両立のため、従業員が休業、労働時間の短縮その他これに準じる措置を利用した期間について、その期間を当該従業員に係る次のいずれかの処遇の決定に係る算定期間の対象に含める社内制度を整備する場合 ((3)から(6)までに該当する場合を除く。) 100万円 ア 昇給 イ 昇格 ウ 賞与 エ 退職手当 オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が別に定めるもの (3) この項の補助対象事業の内容の欄の(1)から(3)までの事業を実施する場合 125万円 (4) この項の補助対象事業の内容の欄の(1)及び(2)の事業を実施する場合 ((3)に該当する場合を除く。) 110万円 (5) この項の補助対象事業の内容の欄の(2及び(3)の事業を実施する場合 ((3)に該当する場合を除く。) 115万円 (6) この項の補助対象事業の内容の欄の(2)の事業を実施する場合 ((3)から(5)までに該当する場合を除く。) 100万円 」	を に改める。
---	---	-----------------------

別表の 3 の項中「補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、次のいずれかに該当する場合は、3 分の 2 以内」を「同上」に改め、「(1) 小規模企業者が補助対象事業を実施する場合」及び「(2) 複数の事業者が共同で事業を実施する場合」を削り、

「1 補助事業者当たり50万円（複数の事業者が共同で事業を実施する場合は、100万円）」	を 「1 補助事業者当たり50万円（次のいずれかに該当する場合は、100万円） (1) 複数の事業者が共同で事業を実施する場合 (2) 職業生活と家庭生活との両立のため、従業員が休業、労働時間の短縮その他これに準じる措置を利用した期間について、その期間を当該従業員に係る次のいずれかの処遇の決定に係る算定期間の対象に含める社内制度を整備する場合 ア 昇給 イ 昇格 ウ 賞与 エ 退職手当 オ アからエまでに掲げるもののほか、知事が別に定めるもの	に改める。
---	--	--------------

別表の 4 の項中「補助対象経費の 2 分の 1 以内。ただし、小規模企業者が事業を実施する場合は、3 分の 2 以内」を

「同上」に改め、	「1 補助事業者当たり50万円」を	「1 補助事業者当たり50万円（職業生活と家庭生活との両立のため、従業員が休業、労働時間の短縮その他これに準じる措置を利用した期間について、その期間を当該従業員に係る次のいずれかの処遇の決定に係る算定期間の対象に含める社内制度を整備する場合は、100万円） (1) 昇給 (2) 昇格 (3) 賞与 (4) 退職手当 (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、知事が別に定めるもの	に改め、同表に次の 1 項を加える。
-----------------	--------------------------	---	---------------------------

5 北部地域人材確保プロジェクト推進事業	子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言に基づき補助対象者が福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、与謝郡伊根町又は与謝郡与謝野町の事業所で実施する事業であって、副業・兼業人材の活用等に係る事業	同上	補助対象事業の実施に要する経費（次に掲げる経費を除く。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。） (1) 補助対象者の事業の運営に係る経常的な経費 (2) 個人給付的な経費 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、補助対象経費として不適当と知事が認める経費	補助対象経費の3分の2以内	1 補助事業者当たり100万円
----------------------	--	----	--	---------------	-----------------

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。



京都府告示第442号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和 8 年 9 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 保安林の所在場所

与謝郡与謝野町字岩滝小字板列623、626、627、627の1、627の2、628から630まで、640、644、645の2（次の図に示す部分に限る。）、645の3、648、649・649の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、649の2、650、3182、3183、3188の1、3189の1（次の図に示す部分に限る。）、3189の2、3190の1、3190の2、3191の1（次の図に示す部分に限る。）、3191の2、3192の2、3193の2、3195の1、3195の2、3196から3200まで、3202、3205の1（次の図に示す部分に限る。）、3206、3207、3208（次の図に示す部分に限る。）、3210、3210の1、3213（次の図に示す部分に限る。）、3215の1、3215の2、3217の1、3217の2、3223（次の図に示す部分に限る。）、3224、3225、3227の1、3230、3231、3232・3233（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3234、3235から3237ま

で・3238の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、3239の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小字板列650・3234（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、与謝野町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。〕

京都府告示第443号

令和 8 年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第 1 項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和 8 年 9 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林及び干害防備保安林

地 区 名	区 域	許 容 限 度 面 積		
		水源かん養 保 安 林	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	干 害 防 備 保 安 林
木 津 地 区	木津川市及び相楽郡一円	96.12 ^{ha}	177.36 ^{ha}	1.70 ^{ha}
宇 治 ・ 田 辺 地 区	宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久世郡一円及び綴喜郡一円	38.76	67.12	3.44
京 都 地 区	京都市（右京区京北を除く。）、向日市、長岡京市及び乙訓郡一円	754.95	115.10	3.60
亀 岡 ・ 園 部 地 区	亀岡市及び南丹市（園部町、八木町及び日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子を除く。）に限る。）	174.87	255.06	—
丹 波 地 区	南丹市（日吉町（畑郷、胡麻ミロク、胡麻鷹ノ栖、上胡麻榎木谷及び上胡麻宝子に限る。）に限る。）及び船井郡一円	486.53	132.55	2.76
淀 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山を除く。）に限る。）	426.02	94.94	—
由 良 川 上 流 地 区	京都市（右京区京北（上弓削町八丁山に限る。）に限る。）及び南丹市（美山町に限る。）	1,026.96	165.50	—
綾 部 地 区	綾部市	465.96	144.00	12.92
由 良 川 中 流 地 区	福知山市	315.87	169.95	15.62
舞 鶴 地 区	舞鶴市	166.00	164.38	16.84
宮 津 地 区	宮津市及び与謝郡一円	400.44	132.32	1.50
峰 山 地 区	京丹後市	511.53	166.90	2.66

注 数値は、国有林及び民有林の合計値である。

2 保健保安林

地 区 名	区 域	許容限度面積
京 都 府 地 区	京都府の全域	332.84 ^{ha}

京都府告示第444号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年9月1日から令和8年9月15日まで縦覧に供する。

令和8年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
2 路線名 志高西舞鶴線
3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
舞鶴市字久田美小字真壁谷12642の2から	前	最小 5.6 ^m	78.6 ^m
		最大 10.3	
舞鶴市字久田美小字真壁谷12642の2まで	後	最小 8.7	76.0
		最大 48.8	

- 4 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第445号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が25トン以下で車両の長さ及び軸距に応じて国土交通省が省令で値を定めている道路を次のとおり指定する。

令和8年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定する道路の路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	372号	亀岡市安町野々上15の5地先から 亀岡市曾我部町重利風ノ口5の2地先まで
		南丹市八木町西田正珍島12の1地先から 南丹市八木町室橋高畑19の3地先まで
	西京高槻線	向日市上植野町吉備寺15の1から 長岡京市開田1丁目45まで
		上狛城陽線
		城陽市観音堂東浦106から 城陽市観音堂東浦124の1まで

府 道	伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場六ノ坪25の4から 長岡京市馬場1丁目106の10まで
	伏見向日線	向日市森本町高田14の3から 向日市森本町小柳15の6まで
	志水西向日停車場線	向日市上植野町南淀井4から 向日市上植野町吉備寺15の1まで
	向島宇治線	宇治市横島町清水76の2（右）から 宇治市横島町吹前107の47（右）まで
	内里城陽線	八幡市内里南ノ口31の1から 八幡市内里内垣内115の1まで
	八幡京田辺インター線	八幡市美濃山宮道55の1から 八幡市八幡南山106の9まで
	郷ノ口室河原線	南丹市八木町木原ヒジガ坪1の3地先から 南丹市八木町美里森村1の6地先まで
	交野久御山線	八幡市内里垣内101の1から 八幡市八幡戸津中代54の1まで

- 2 指定する期日
令和8年9月1日

公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年9月1日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
乙第647号	令 8. 8. 21	京都府乙訓土木事務所	長岡京市天神三丁目17の30、18の4、18の10	^m 20.6	最小 5.6 ^m 最大 8.0



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の変更を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 8 年 9 月 1 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定変更 番号	指定変更 年月日	所管土木 事務所名	変更 前後 別	道路の 位置	道路の 延長	道路の 幅員
第1841-2 号	令 8. 8. 21	京都府乙 訓土木事 務所	前	長岡京市 天神三丁 目 16 の 30、16の 32、17の 4、17の 18、17の 21、17の 23、17の 24	m 28.0	最小 4.0 最大 4.9
			後	長岡京市 天神三丁 目 16 の 30、16の 32、17の 4、17の 23、17の 24、17の 29、17の 31、18の 7、18の 9、18の 10	28.0	最小 4.0 最大 5.0

教 育 委 員 会

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会規則第 6 号

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則の一部を改正する規則

京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則（昭和39年京都府教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表京都府立田辺高等学校の項中「機械技術科 自動車科 電気技術科 工学探究科」を「機械科 自

動車科 電気科 デザイン科」に改め、同表京都府立工業高等学校の項中「機械テクノロジー科 電気テクノロジー科 情報テクノロジー科 ロボット技術科 環境デザイン科」を「機械工学科 電気工学科 情報工学科 知能機械科 電子情報科」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の表の改正規定中京都府立田辺高等学校工学探究科に係る部分は、令和11年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に京都府立田辺高等学校の機械技術科及び電気技術科並びに京都府立工業高等学校の機械テクノロジー科、電気テクノロジー科、情報テクノロジー科、ロボット技術科及び環境デザイン科に在学している生徒の学科は、この規則の施行の日から令和11年 3 月31日までの間、この規則による改正後の京都府立学校の分校、課程、学科等設置規則第 1 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府教育委員会告示第 5 号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第 8 号）第32条の規定により、令和 9 年度京都府立中学校第 1 学年生徒募集定員を定める。

令和 8 年 9 月 1 日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

中学校の募集定員

（単位 人）

中 学 校 名	募集定員
京都府立洛北高等学校附属中学校	105
京都府立南陽高等学校附属中学校	70
京都府立園部高等学校附属中学校	35
京都府立福知山高等学校附属中学校	35

京都府教育委員会告示第 6 号

京都府立学校の管理運営に関する規則（昭和62年京都府教育委員会規則第 8 号）第32条の規定により、令和 9 年度京都府立高等学校第 1 学年生徒募集定員を別表のとおり定める。

令和 8 年 9 月 1 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

別表

1 全日制の課程の募集定員

(1) 全日制の課程（単位制による課程を除く。）

ア 普通科

(単位 人)

通学 圏名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
京 都 市 ・ 乙 訓	鴨 沂	240
	北 稜	240
	朱 雀	200
	洛 東	240
	北 嵯 峨	280
	桂	280
	洛 西	240
	桃 山	280
	東 稜	200
	洛 水	160
	向 陽	200
	乙 訓	200
	西 乙 訓	160

(単位 人)

通学 圏名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
山 城 城	東 宇 治	240
	菟 道	240
	城 陽	240
	西 城 陽	240
	久 御 山	200
	田 辺	160
	木 津	160
	南 陽	160
口 丹	北 桑 田	60
	園 部	120
	須 知	60
中 丹	綾 部	180
	福 知 山	160
	東 舞 鶴	120
	西 舞 鶴	160
丹後	峰 山	160
合 計		5,580

備考 1 東宇治高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び山城通学圏を併せた定員である。

なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は24人以内とし、前期選抜独自枠に志願する場合に限るものとする。

2 北桑田高等学校の募集定員については、京都市・乙訓通学圏及び口丹通学圏を併せた定員である。

なお、京都市・乙訓通学圏から入学できる者は12人以内とし、前期選抜独自枠に志願する場合に限るものとする。

3 口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏の高等学校にあっては、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた 2 通学圏から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の30以内とし、前期選抜独自枠に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）

（単位 人）

通 学 圏 名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
山 城	西 城 陽	40
	久 御 山	40
中 丹 丹 後	綾 部	40
合 計		120

備考 1 西城陽高等学校及び久御山高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、山城通学圏以外の通学圏から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 綾部高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、中丹通学圏及び丹後通学圏以外の通学圏から入学できる者は、20人以内とする。

ウ 普通科総合選択制

（単位 人）

通 学 圏 名	高 等 学 校 名	募 集 定 員
山 城	京 都 八 幡	160

エ 農業に関する学科

（単位 人）

高等学校名 (分校名)	学 科 名	合 計	エ 植 イ 物 ト ク 科 リ	ビ 園 ジ ネ ス 科 芸	園 シ ス テ ム 科	フ 京 ォ レ ス ト 科 都	・ 農 園 芸 ・ 農 環 境 創 造 科 科 群	食 品 科 学 科	農 芸 化 学 科	農 業 科	園 芸 科
桂		80	40	40							
木 津		40			40						
北 桑 田		30				30					
農 芸		85					85				
須 知		30						30			
綾 部 (東)		60							30	(30)	(30)
合 計		325	40	40	40	30	85	30	30	(30)	(30)

備考 1 農芸高等学校の農業生産科、園芸技術科及び環境創造科については、農業学科群での募集とする。

2 綾部高等学校の括弧内の募集定員については、農業科及び園芸科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は15人を標準とする。

オ 工業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	デザイン 科	機 械 科	電 気 科	自 動 車 科	・知能機械科 (機械工学科群系)	電気工学科	・情報工学科 (電子情報科群系)	機械創造科
田 辺		120	30	30	30	30				
工 業		160					64	32	64	
峰 山		30								30
合 計		310	30	30	30	30	64	32	64	30

備考1 工業高等学校の機械工学科及び知能機械科については、機械系学科群での募集とする。

2 工業高等学校の電子情報科及び情報工学科については、情報系学科群での募集とする。

カ 商業に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	科(商業・起業・ 企画・創造科群系)	情報企画科
京 都 す ば る		200	200	
木 津		40		40
合 計		240	200	40

備考 京都すばる高等学校の起業創造科及び企画科については、商業学科群での募集とする。

キ 水産に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	
海 洋	海洋学科群 (海洋科学科・海洋工学科・海洋資源科)	85

備考 海洋科学科、海洋工学科及び海洋資源科については、海洋学科群での募集とする。

ク 情報に関する学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	
京都すばる	情報科学科	80

ケ 福祉に関する学科

(単位 人)

学科名 高等学校名 (分校名)	介護福祉科
京都八幡 (南)	30

コ 体育に関する学科

(単位 人)

学科名 高等学校名	スポーツ 健康科学科
乙 訓	40

サ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

学科及び系統名 高等学校名 (分校名)	合 計	京都こすもす科		自然 科学科	人間 科学科	リサ サイ エ ン ス	文 理 科学科	理 数 探 究 科
		系自然 統科学	系文 統理 科学					
嵯 峨 野	320	80	240					
桃 山	80			80				
京 都 八 幡 (南)	30				30			
南 陽	80					80		
福 知 山	40						40	
西 舞 鶴	40							40
合 計	590	80	240	80	30	80	40	40

(2) 単位制による全日制の課程

ア 普通科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	募集定員
山 城	320
洛 北	160
鳥 羽	160
城 南 菱 創	160
亀 岡	200
宮津天橋 (宮津学舎)	120
宮津天橋 (加悦谷学舎)	80
丹後緑風 (久美浜学舎)	66
合 計	1,266

備考1 洛北高等学校及び城南菱創高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ80人以内とする。

2 亀岡高等学校、宮津天橋高等学校及び丹後緑風高等学校については、京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。）、亀岡市、南丹市、京丹波町、綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町から当該高等学校の普通科の通学区域を除いた地域から入学できる者は、それぞれ表示定員の100分の30以内とし、前期選抜独自枠に志願する場合に限るものとする。

イ 普通科（スポーツ総合専攻）及び普通科（美術・工芸専攻）

(単位 人)

高等学校名 \ 学科名	合 計	普通科 (スポーツ総合専攻)	普通科 (美術・工芸専攻)
洛 北	40	40	
鳥 羽	40	40	
亀 岡	30		30
合 計	110	80	30

備考1 洛北高等学校及び鳥羽高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域以外から入学できる者は、それぞれ20人以内とする。

2 亀岡高等学校の募集定員については、府の区域の全部を併せた定員であり、当該高等学校の普通科（美術・工芸専攻）の通学区域以外から入学できる者は、15人以内とする。

ウ 農業に関する学科

(単位 人)

高等学校名 \ 学科名	募集定員
丹後緑風 (久美浜学舎)	30

エ 工業に関する学科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	学科名
宮津天橋 (宮津学舎)	建築科 25

オ 商業に関する学科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	学科名
丹後緑風 (網野学舎)	企画経営科 24

カ その他専門教育を施す学科

(単位 人)

高等学校名 (学舎名)	学科及び系統名	合 計	文理 総合 科	グ ロ ー バ ル 科	教養科学科		探究 文理 科	ク ミ リ エ イ ト 科
					統 会 人 科 文 学 ・ 系 社	系 自 然 科 学		
山	城	40	40					
鳥	羽	80		80				
城	南 菱 創	80			80			
亀	岡	40					40	
	丹後緑風 (久美浜学舎)	20						20
合	計	260	40	80	80		40	20

備考 城南菱創高等学校の人文・社会科学系統及び自然科学系統については、くくり募集とする。

キ 総合学科

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	総 合 学 科	地 域 創 生 科
南	丹	150	150	
大	江	90		90
合	計	240	150	90

2 定時制の課程の募集定員

(1) 定時制の課程（単位制による課程を除く。）

ア 昼間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
北 桑 田	美 山	40	農業科・家政科
福 知 山	三 和	40	農業科・家政科
合 計		80	

備考 北桑田高等学校及び福知山高等学校の募集定員については、農業科及び家政科を併せた定員であり、それぞれの学科の定員は20人を標準とする。

イ 夜間

(単位 人)

高等学校名	分校名	募集定員	学科名
綾 部	東	40	普通科
東 舞 鶴	浮 島	40	
合 計		80	

(2) 単位制による定時制の課程

ア 昼間（二部制）

(単位 人)

高等学校名	コース名	募集定員	学科名
清 明	午 前 午 後	120	普通科

備考 募集定員については、午前コース及び午後コースを併せた定員であり、午前コースは60人から90人、午後コースは30人から60人とする。

イ 昼間

(単位 人)

高等学校名	募集定員	学科名
清 新	90	総合学科

ウ 夜間

(単位 人)

高等学校名	学科名	合 計	普通科	商業科
朱 雀		90	90	
鳥 羽		90	90	
桃 山		90	60	30
合 計		270	240	30

3 通信制の課程の募集定員 単位制による通信制の課程

(単位 人)

高 等 学 校 名	募 集 定 員	学 科 名
朱 雀	160	普通科
西 舞 鶴	120	
合 計	280	

京都府教育委員会告示第 7 号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規則第14号）第 2 条第 3 項の規定により、次のとおり通学区域の調整を行い、令和 9 年度第 1 学年入学者に適用する。

令和 8 年 9 月 1 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

調整の対象となる 通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市・乙訓通学圏、山城通学圏及び丹波通学圏	京都府立綾部高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
京都市・乙訓通学圏、丹波通学圏、中丹波通学圏及び丹波後通学圏	京都府立西城陽高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立久御山高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内

府の区域の全部 (京都府立洛北高等学校(普通科(スポーツ総合専攻))、京都府立鳥羽高等学校(普通科(スポーツ総合専攻))及び京都府立亀岡高等学校(普通科(美術・工芸専攻))の通学区域を除く。)	京都府立洛北高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立鳥羽高等学校	普通科(スポーツ総合専攻) 20人以内
	京都府立亀岡高等学校	普通科(美術・工芸専攻) 15人以内
京都市・乙訓通学圏	京都府立北桑田高等学校	普通科 12人以内
	京都府立東宇治高等学校	普通科 24人以内
府の区域の全部 (京都府立洛北高等学校(普通科)の通学区域を除く。)	京都府立洛北高等学校	普通科 80人以内
府の区域の全部 (京都府立城南菱創高等学校(普通科)の通学区域を除く。)	京都府立城南菱創高等学校	普通科 80人以内

京都府教育委員会教育長告示第 6 号

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程の一部を改正する告示

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則施行規程（昭和59年京都府教育委員会教育長告示第 6 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式の 2 中「在学（出身）中学校名」を

「在学（出身）中学校名」

WEB出願システムID

注 「保護者となる者の氏名」欄について、保護者となる者が自署
の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

「電話（ ）」を「電話：」に、

5 志望高等学校等

(1) 中期選抜

	第 1 志望		第 2 志望
	第 1 順位	第 2 順位	
学校名			
学科名			
系統等名			

を

(2) 上記(1)以外

区 分	高 等 学 校 名	学 科 等

5 志望高等学校等（(1)又は(2)の該当箇所に記入してください。）

(1) 前期選抜

	独自枠	共通枠		
		第 1 志望		第 2 志望
		第 1 順位	第 2 順位	
学校名				
学科名				
系統等名				

に改める。

(2) 上記(1)以外

区分	学校名	学科等

別記第 2 号様式の 2 中「在学（出身）中学校名」を

「在学（出身）中学校名」

WEB出願システムID

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。
その他の場合については、保護者印を押印してください。

「説明（詳しく記入してください。）」を「説明（転居する者、転居日等詳しく記入してください。）」に、

「電話（ ）」を「電話：」に、

「 4 志望高等学校等

(1) 中期選抜

	第 1 志望		第 2 志望
	第 1 順位	第 2 順位	
学校名			
学科名			
系統等名			

を

(2) 上記(1)以外

区 分	高等学校名	学 科 等

「 4 志望高等学校等 ((1)又は(2)の該当箇所に記入してください。)

(1) 前期選抜

	独自枠	共通枠		
		第 1 志望		第 2 志望
		第 1 順位	第 2 順位	
学校名				
学科名				
系統等名				

に

(2) 上記(1)以外

区分	学校名	学科等

改める。

別記第 3 号様式の 2 中「在学（出身）中学校名」を

「 在学（出身）中学校名

WEB出願システムID

に、

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。

その他の場合については、保護者印を押印してください。

」

「電話（ ）」を「電話：」に、

「 4 志望（引き続き就学しようとする）高等学校等

(1) 中期選抜

	第 1 志望		第 2 志望
	第 1 順位	第 2 順位	
学校名			
学科名			
系統等名			

を

(2) 上記(1)以外

区 分	高等学校名	学 科 等

「4 志望（引き続き就学しようとする）高等学校等（(1)又は(2)の該当箇所に記入してください。）

(1) 前期選抜

	独自枠	共通枠		
		第 1 志望		第 2 志望
		第 1 順位	第 2 順位	
学校名				
学科名				
系統等名				

(2) 上記(1)以外

区分	学校名	学科等

に改める。

別記第 4 号様式の 2 中「在学（出身）中学校名」を

「在学（出身）中学校名」

WEB出願システムID

に、

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。

その他の場合については、保護者印を押印してください。

」

「電話（ ）」を「電話：」に、

「4 志望（引き続き就学しようとする）高等学校等

(1) 中期選抜

	第 1 志望		第 2 志望
	第 1 順位	第 2 順位	
学校名			
学科名			
系統等名			

を

(2) 上記(1)以外

区 分	高等学校名	学 科 等

「4 志望（引き続き就学しようとする）高等学校等（(1)又は(2)の該当箇所に記入してください。）

(1) 前期選抜

	独自枠	共通枠		
		第 1 志望		第 2 志望
		第 1 順位	第 2 順位	
学校名				
学科名				
系統等名				

(2) 上記(1)以外

区分	学校名	学科等

に改める。

別記第 5 号様式中「在学（出身）中学校名」を

「 在学（出身）中学校名 _____

WEB出願システムID _____ に、

注 「保護者氏名」欄について、保護者自署の場合は押印不要です。

その他の場合については、保護者印を押印してください。 _____

「電話（ ） _____」を「電話： _____」に、

「 5 志望（引き続き就学しようとする）高等学校等 _____

	学 科 名	学 校 名
第 1 志望		
第 2 志望		

を

「 5 志望（引き続き就学しようとする）高等学校等（(1)又は(2)の該当箇所に記入してください。）

(1) 前期選抜

	独自枠	共通枠	
		第 1 志望	第 2 志望
学校名			
学科名			

(2) 上記(1)以外

区分	学校名	学科名

に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。



京都市教育委員会から、令和 9 年度第 1 学年入学者に適用する通学区域の調整及び令和 9 年度京都市立高等学校第 1 学年生徒募集定員を次のように決定した旨通知があった。

令和 8 年 9 月 1 日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

1 通学区域の調整

調整の対象となる通学区域	高等学校名	学科及び人数
京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立日吉ヶ丘高等学校	普通科（単位制） 20人以内
京都市（右京区役所京北出張所の所管区域内に限る。）、宇治市、城陽市、八幡市（八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原を除く。）、京田辺市、木津川市、久御山町（大橋辺を除く。）、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、亀岡市、南丹市及び京丹波町	京都市立紫野高等学校	アカデミア科 20人以内

2 募集定員

(1) 全日制課程

(単位 人)

高 等 学 校 名	設置 学科	普通教育を 主とする 学科		専門教育を主とする学科							
		普 通 科	その他普 通教育を 施す学科	工業に関 する学科		音楽に関 する学科	美術に関 する学科	その他専門教育を 施す学科			
			ンル ミノ ベー シヨ	プロ ジェ クト 工学 科 (もの づくり 分野)	プロ ジェ クト 工学 科 (まち づくり 分野)	音 楽 科	美 術 工 芸 科	エン ター プライ ジ ン グ 科	数 科 フ ロ ン テ ィ ア 理	探 究 学 科 群 (人間 探究 科・自然 探究 科)	ア カ デ ミ ィ ア 科
西 京	160							160			
美 術 工 芸	90						90				
京都堀川音楽	40					40					
京 都 工 学 院	240			108	72				60		
堀 川	240									240	
日 吉 ケ 丘	240	240									
紫 野	280	200									80
開 建	240		240								
合 計	1,530	440	240	108	72	40	90	160	60	240	80

- 備考 1 西京高等学校の募集定員には、西京高等学校附属中学校からの内部進学者数は含まない。
2 堀川高等学校の人間探究科及び自然探究科については探究学科群での募集とする。
3 日吉ヶ丘高等学校は、単位制による全日制課程である。

(2) 定時制課程

(単位 人)

高 等 学 校 名	合 計	設 置 学 科
京 都 奏 和	80	普通科 80
合 計	80	

備考 京都奏和高等学校は、単位制による定時制課程である。



令和9年度京都府立中学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月1日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

- 1 令和9年度京都府立中学校入学者選抜要項において定めた事項
- (1) 志願者の資格
 - (2) 入学者の募集
 - (3) 通学区域
 - (4) 出願の要領

- (5) 入学者の選抜
- (6) 適性をみる検査結果の開示
- (7) 保護者届及び住所等に関する届並びに府外居住者が入学志願するための許可申請手続(特別事情具申)
- (8) 入学予定者の決定後の処理
- (9) その他

2 縦覧場所等

京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。

3 縦覧期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで



令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜要項を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月1日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 令和9年度京都府公立高等学校入学者選抜要項において定めた事項

- (1) 志願者の資格
- (2) 高等学校入学者の募集及び通学区域
- (3) 入学者選抜の種類と学力検査
- (4) 出願の要領(全日制・定時制共通)
- (5) 前期選抜(全日制・定時制共通)
- (6) 特別入学者選抜
- (7) 後期選抜(全日制・定時制共通)
- (8) 通信制
- (9) 合格者発表後の処理
- (10) 前期選抜及び特別入学者選抜の学力検査(追検査を含む。)得点等の情報提供(全日制・定時制共通)
- (11) 保護者届及び住所等に関する届並びに通学区域外就学許可申請等を必要とする者の手続(特別事情具申)(全日制)

2 縦覧場所等

京都府教育庁指導部高校改革推進室において縦覧に供するほか、京都府教育委員会のホームページ(<https://www.kyoto-be.ne.jp/>)上に掲示する。

3 縦覧期間

令和8年9月1日から令和9年3月31日まで